

# 国民健康保険被保険者証等の保険証による本人確認について

## ○ 本人確認について

市民税課では、税の申告や課税証明書の発行の際、第三者による虚偽の届け出や証明書の不正取得を防止するため本人確認を実施しております。

そのため、課税証明書を郵送で取得される場合などには、本人確認書類として、「運転免許証」、「マイナンバーカード」等顔写真付きのものは1点、「国民健康保険被保険者証」等保険証や国民年金手帳等顔写真がないものについては2点のご提出をお願いしております。

## ○ 国民健康保険被保険者証等の保険証による本人確認について

本人確認書類としてご提出いただく「国民健康保険被保険者証」等の保険証については、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和2年10月1日から施行）により、健康保険事業とこれに関連する事務以外に、保険者番号並びに被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する「告知要求制限」の規定が設けられました。

このため、課税証明書を郵送で取得される場合に、「国民健康保険被保険者証」等の保険証を本人確認書類としてご提出いただく際には、保険者番号と被保険者記号・番号部分をマスキングした（隠した）うえで写しをご提出くださるようお願いいたします。

また、マスキングする際には、保険者番号と被保険者記号・番号部分以外の必要な情報（住所、氏名、有効期限等）が隠れないようにご注意ください。

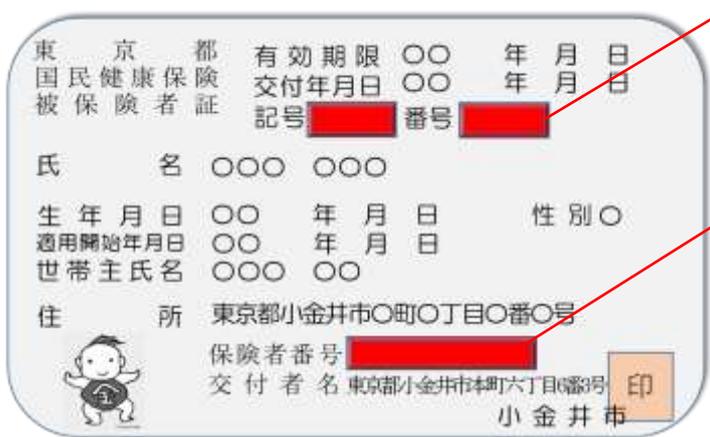
お手数をお掛けしますが、本人確認の実施について引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

## ○ 主な保険証とマスキングが必要な項目

本人確認書類	マスキングが必要な項目	根拠法令
国民健康保険被保険者証	・ 保険者番号 ・ 被保険者記号・番号	国民健康保険法
後期高齢者医療被保険者証	・ 保険者番号 ・ 被保険者番号	高齢者の医療の確保に関する法律

※その他保険証についても「保険者番号」、「被保険者記号・番号」部分をマスキングしてください。ご不明な点は市民税課にお問い合わせください。

## ○ マスキング例：小金井市国民健康保険被保険者証



「被保険者記号・番号」をマスキング

保険者番号をマスキング

※ コピー後に、該当箇所を黒く塗りつぶしてご提出いただいても構いません。